平成２４年（フ）第４１４７号
大阪府茨木市水尾２丁目１番35―202号
債務者　東郷　竹子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６６号
大阪市都島区毛馬町４丁目６番６―806号
債務者　泉　美津江
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４号
香川県高松市浜ノ町60番67―216号
債務者　池上かずえ（旧姓富森）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０１号
香川県高松市牟礼町牟礼1368番地62
債務者　稲崎紀久子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４７０号
宮城県名取市増田６－３－２―105、住民票上の住所福島県南相馬市原町区大木戸字西原28番地の７
債務者　山田　博之
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
仙台市青葉区川平５丁目13番２―103号
債務者　堀越　京子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
茨城県笠間市矢野下1532番地１
債務者　小林　正男
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４９号
茨城県笠間市矢野下1532番地１
債務者　小林美由紀
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５５号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川547番地５
債務者　宮田　一哉
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６０号
茨城県久慈郡大子町大字下野宮4118番地
債務者　益子　正文
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２６７号
茨城県水戸市赤塚１丁目400番地の３　シティハイム赤塚Ａ棟205号
債務者　渋谷　孔史
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７４号
茨城県鉾田市串挽1854番地281
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８３号
茨城県水戸市見川５丁目159番地の４　緑川住宅01号
債務者　加山　裕美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８５号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅１棟１－６号
債務者　加倉井正信
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８９号
茨城県水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51－５棟３－３号
債務者　茂木　勇樹（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４３号
岐阜市切通４丁目３番６―503号　メゾン川崎
債務者　中原　智恵
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３３号
愛知県東海市加木屋町山之脇60番地の２　ライフプラザ加木屋Ｆ―11
債務者　新海　典剛
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６号
滋賀県守山市大門町10番地２　ヴィラ守山205号、前住所滋賀県守山市浮気町321番地３駅前東住宅２―501
債務者　厚東　佑太
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所民事部